
○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時17分）

◎議案第3号、第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第2、議案第3号 松崎町観光・文化施設旧依田邸の設置及び管理に関する条例の制定について、日程第3、議案第4号 松崎町議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第3号 松崎町観光・文化施設旧依田邸の設置及び管理に関する条例の制定について。議案第4号 松崎町議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例について。

詳細は担当課長から申し上げます。

（企画観光課長 高橋良延君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○7番（佐藤作行君） 私はこれを見ているんですが、設置の第1条に「文化財施設を保存し、国内及び国外の観光客と町民がふれあい、活気ある観光・文化のまちづくりに資するため、松崎町観光・文化施設旧依田邸を設置する」となっておりますが、これは単純なことなんですが、表題が松崎町観光・文化施設旧依田邸の設置及び管理に関する条例となっておりますが、これは、設置の第1条の順番からいくと、松崎町文化・観光施設旧依田邸の設置及び管理に関する条例とすべきではないかと思いますが、町長、いかがですか。

表題がなんか中身と順番が違うような気がします。

○企画観光課長（高橋良延君） 順番がということでございますけれども、ここの旧依田邸、道の駅を含めた道の駅パーク構想という中では、観光・文化交流拠点ということで、この道の駅、依田邸を含めて整備をしていくというようなことございました。

そこが、文化がはじめじゃないかということでございますけれども、そこは当然文化財の施設の保存ということは当然のことです。それから、観光振興、産業振興ということでもあ

りますので、ここは観光・文化交流拠点という中で、観光・文化施設という表題といいますか、表の方に依田邸の前にそのタイトルを付けさせていただいたということでございます。

○7番（佐藤作行君） 要するに、じゃあ、どっちでもいいという見解なんですか。

○統括課長（高木和彦君） 例規の表示上は全く問題ございません。

○7番（佐藤作行君） 問題ないのはわかるんだけども、条例の第1条に書いてある趣旨からいくと文化財が先にあるって、それを活用するのがあれでしょう。観光に結びつける趣旨でしょう。

そうすると、当然、松崎町文化・観光施設とならなければ、これは趣旨的におかしいと思うんですよ。そう思いませんか。

○企画観光課長（高橋良延君） これはどちらも大事だという意味ですので、決して観光が前にあるから、観光が重要なのか・・・、ということではなくて、これは両方大事ということでございます。

○7番（佐藤作行君） お伺いしますけれども、両方大事だったら文化・観光施設でもいいんでしょう。だめなんですか。

○企画観光課長（高橋良延君） こちらは言葉の表現の関係になりますけれども、当然私たちは両方大事だと考えております。ですから、「観光・文化施設」文化も大事、観光も大事。

けれども、表記としましては、観光・文化交流拠点に資する施設ということで、観光・文化施設といたしました。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○町長（長嶋精一君） 私も今の企画観光課長と統括課長の答弁で十分だと思います。文化も観光も同時に大切だと思います。

○7番（佐藤作行君） じゃあ、町長もどちらが先にでもいいと考えているわけですね、基本的には・・・。別に入れ替えてもやぶさかではないということですか。

保存があって、それを活用するという方針でずっときたと思うんですよ。これまで。

文化財を保存して、それを活用すると・・・、順番ですよ。どちらも重要だということになると、どちらを先にしてもいいという考え方なんですかと聞いているんです。町長。

○町長（長嶋精一君） 佐藤議員は、文化・観光施設にしろということですか。

（佐藤議員「はい」と呼ぶ）

○町長（長嶋精一君） 私は観光・文化でいいと思います。

文化保存・・・、保存と保全というのがあるんですけども、両方やはり大事なんですね。

だから、私は当初のとおり観光・文化施設ということで皆さんにご同意いただきたいと思
います。

○5番（藤井 要君） 表記の関係で、いま討論されておりますけれども、これは前のやつと
統一した方がいいと・・・、こういう文化の関係、文化財の関係がなかったか、あるかは、私
は把握しておりませんが、これはやっぱり前のやつがあれば、やっぱり統一した方が
いいと思いますよ。どういうふうになっているかわかりませんが、初めてこれが、文
化が後だったら、そういう文化財というのがないというんだったら、ここでまた討論しても
いいと思いますけれども、事例はどうなっているのか、最初にお聞きします。

○統括課長（高木和彦君） いまのこの時点で事例をちょっとご紹介することはできませんけ
れども、例規の・・・、この書き方が条例として成り立つか、成り立たないかについては、こ
の順番が逆であっても、なんでも例規としては通用するものでございます。

ですから、例規の場合は、作るもののセンスといいますか、感覚というのが出て来るとこ
ろもありますけれども、例規上これで目的は達成できないということはございませんので、
ご理解ください。

○5番（藤井 要君） これのできるかできないかなんて問題じゃないので、度々に・・・、今
まで・・・、今回の場合にはこうなりました・・・、例えば、同じものができた時に、今度また
名前が先にいったりとか、統一した方がいいじゃないですかと・・・、だから、私は、前の事
例があれば、それに合わせて・・・、だから、文化財として、なければ初めてですから、それ
は議論も必要でしょうけれども、今までの中でこういう例があれば、統一した方がいいんじ
ゃないか、そういうことを言っているんですよ。

先ほどいま資料は持っていないということですから・・・。高橋課長、すぐに準備できな
いですか。

○企画観光課長（高橋良延君） これは、いろいろなところの事例を我われも調べました。松
崎町の中においては、こういった前段で何々施設というのは、例えば、重要文化財だったら
重要文化財とそのままなっているようにその施設の名前というのがほぼ直接条例にというこ
とがありましたけれども、これは、そもそも道の駅パーク構想をやる時に、観光・文化交流
拠点で、ここを整備しようということですので、それをやはり旧依田邸の前に付けて、皆さ
んに旧依田邸というのはこういう施設ですということを我われは明記したかったというのが
あります。伊東市に東海館という旅館を伊東市が買い受けてというか・・・、東海館という
施設がありますけれども、そこの東海館のところについても、やはりあそこも同じよう

な・・・、旧依田邸と同じような形でございますけれども、やはりそこも観光・文化交流拠点で整備するというような中で、こういった観光・文化施設というのを前に付けて、その後に具体的な施設名を付けてという事例はございます。

○5番（藤井 要君） そういう事例があると・・・、松崎町はそのままのところもある、でもそれはこういう文化財的なものじゃないというすみ分けができれば、やっぱり皆さんが来て、わかりやすい方がいいと思いますよ。これは。

私は、そういう・・・、皆さんがわかりやすいよう考えて、そして、あちこちの事例もやっぱり・・・、そういうこと・・・、松崎はそういうふうに分けてあるということになれば、それはそれでこのままで私はいいと思います。

○8番（稲葉昭宏君） 佐藤議員の言うこともわかるけれども、これは早い話がどっちでもそんなに議論をするほどのことでもないと思うのは、あれなんですけれども、ただ、これからわが町は、なんで飯を食っていかなければならないか、これは観光で飯を食っていかなきゃならないか。これといったあれもないわけですから、一人でも多くのお客さんに来ていただいて、そして、町が潤うような形でいく方向性というのは大事だと思うから、観光で・・・、いまここに名前が載っているような形いいんじゃないですか。

佐藤さんに承知してもらえばいい・・・。そんなにあまりあれなことじゃないと思うよ。だから、観光で私はよくはないかと思えますよ。

○議長（土屋清武君） 回答はいらないですね。

○8番（稲葉昭宏君） いらないです。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○1番（深澤 守君） 第3条の5番に「郷土の伝統的食文化の伝承、提供及び普及に関すること」という条項が入っていますが、これの感じだと、道の駅で新しくできるレストランとこれがかぶるような形になっていると思うんですけれども、ここで出す伝統料理と三聖苑、道の駅で出す料理の差別化というか、違いみたいなものを教えていただけますか。

○統括課長（高木和彦君） これも例規審査の時にいろいろな話になりました。ただ、条例を作る時にはいろいろなことを想定します。

将来ここで食事を出すことになった場合ですとか、例えば、まゆ最中という形で、ここでお菓子が作られている経過もありますので、そんなことも想定しながら、この1項を入れたものでございます。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○5番(藤井 要君) 将来想定されるようなことをこれは書いてあると思うわけ・・・だから、やるやらないは別なんですよね。

将来的にやるかもしれないからこれに入れましたと・・・、私はそう解釈している。そういうことで、私がちょっと疑問に思うことは、私たちには・・・、事前に資料ももらいました。普通だったら、紙がもったいないからね、印刷もあるけれども、竹取だとか、道具、水車小屋とか、そんな資料もやっぱり添付していくんだと思うわけ・・・。

そして、そういうのもわかっているんだけど、ちょっと配慮して欲しいなと・・・。そして、これは中身に入りますけれども、別表第1と書いてあるけれども、別表がないから直接このままやりますけれども、例えば、竹取、1時間あたり400円と書いてありますよね。こういうのをあまり細かく・・・、やるんだったら、例えば、半日とか・・・、まあ、営業時間があるわけだから、半日、午前中いくらとか、午後いくらぐらいの・・・。

そうしないと・・・、あまり細かいと、例えば、その日の時間帯というか・・・、ずれるんですけれども、9時から10時を借りる人がいた、じゃあ、10時から借りたい人ということになると、今度は入るのにも・・・、搬出が間に合っていればいいですよ。10時まで私たちは借りているんだから、ここにいてもいいことになるわけじゃないですか、あまり細かくやるんだったら、半日くらいで、もうちょっと料金のことも考えてやったらどうかと思う。

あまり細かくやり過ぎるのもどうかと思います。

ついでに・・・、いいですよ。別表2の方に入らせてもらいますけれども、お風呂の方、町外者が1000円、町内居住者が300円、小学生・・・、町外が大人1000円、小学生が500円、町内居住者が300円、小学生が150円ということですがけれども、観光を広めていく、松崎に来てくれて・・・、1000円がいいのかという・・・、私の個人的なあれですけれども・・・。もう少し下げて・・・、例えば、町内の大人が300円ということになれば・・・、今までも300円でした。これもいい施設になって、リニューアルして、ちょっとまつぎ荘と違うけれども、上げたいくらいも気もするんですけれども、そこは譲ったとすると、小学生は300円位で修正しようということでやっているわけですがけれども、そんなところをもっと考慮してもらいたいなと思います、その点は、町長、どうですか。

ちょっと言いましたけれども、時間帯の関係と入浴料の関係、町長の見解を・・・。町長、お願いします。

○町長(長嶋精一君) 当局というのは大変で、あまり細かくやると細かすぎると言われたり、大ざっぱだと細かくやれと言われ、大変なんですけれどもね。

要は、1時間あたりでやっていった方が、ぼくはお客さんにわかりやすいと思うんですよ。だから、その半日でどうだとかというよりもお客さんにとってわかりやすいのかなと思います。

そして、大人1000円の入浴料というのは、全員協議会でお知らせしたと思うんですけども、ほかの堂ヶ島だとか、ほかの観光施設の温泉施設を比べても決して高くはないと思います。

それで、やはり今度の温泉事業というのは、旧依田邸の・・・、昔から化粧の湯というふうに言われている非常に質のいいお湯でございます。

したがって、それをいただくだけの価値はあるのかなと思っております。そして、町内の人たちは、やはりかじかの湯で利用されていた方ですので、やはりこれは高くするわけにはいかないなと・・・、気軽に使っていただきたいなと思って、こういう設定にいたしました。よろしく願いいたします。

○企画観光課長（高橋良延君） 町長からいまお答えしたとおりですが、まず、使用料の関係の1時間あたりというのは、ほかの公共施設、町のほかの公共施設もでございます。そういったところでやはり1時間あたりという時間料金で設定しておりますので、それが一番わかりやすいだろうという形での設定をいたしました。

それから、温泉の1000円につきましても、これは、町内はかじかの湯の今の現行料金と同じでございます。いまかじかの湯を利用している方がそのまま旧依田邸の方に来ていただくようなこと、それを見込んだ・・・。

それから、町外を1000円にしたというのは、当然リニューアルして温泉施設もよくなります。それはありますけれども、地区内で露天風呂を営業している施設がございます。そういった営業している施設との料金が同じにならないような形でうまくやっていくという形で配慮したことも1点でございます。

○5番（藤井 要君） 高橋課長の丁寧なご説明ありがとうございます。わかりました。それはいろいろな人の考えですので・・・。

この条例を見ますと、これは別に私は問題ないと思うんだけど、使用料のところでは、減免とかいろいろ入っているけれども、これは、時代によってもやっぱり変わるわけですね。変えるということもあり得るわけですので、そこら辺をちょっと「前条の使用料を減免することが・・・」減免ですからね。これは減免に入るのかなと・・・、ここで使用の減免というと、改定とか・・・、ちょっと違うような気がするんだけど、例えば、来年に。500

円にした時にこの7条を使えるのかとか、それはいろいろ議論の方法もあると思うんだけど、その辺はどうでしょうかね。これは、課長の方がいいかな。

○統括課長（高木和彦君） この料金につきましては、この条例に謳ってありますので、改正する時には、私どもで7条で減免とかそういうことではなくて、この議会にお諮りして決める案件でございます。

○5番（藤井 要君） 書かなくても別に・・・、この中に入っていなくてもそういう改定の際には、議会に諮ってということになっているわけですね。わかりました。

○2番（伴 高志君） 今までの質疑で全体から詳細の・・・、温泉の部分まで入ってきたわけですけど、私は、この道の駅の構想の全体の中で、かじかの湯をどうしていくのかということと、その温泉の機能を旧依田邸へ並行して、あるいは移行していくのか、その部分で今回の31年度予算審議の中ではすごく注目されているところだと思います。

それで、最初に、佐藤議員の質問もありましたけれど、観光が先なのか、文化が先なのかというところがあるんですけども、この計画表の中で、温泉に限ってまず見ていきますと・・・、最初の第4条で施設の営業時間、これが9時から8時までとしていますけれども、それで料金が町外の一般大人1000円ということなんですけれども、客観的に見て、どういう根拠をもってこういう設定をしたのか。

それだけやっぱりいい温泉ですと・・・、この営業時間も、私はちょっと短いかなと思うんですけど・・・。もしやるのであればですけどもね。

それで、かじかの湯だって9時までやっているわけですよ。今はやっていないですか。今は8時までですか。

それで、やっぱりよっぽどよくないと・・・、1000円だったら、まつぎ荘の方がいいんじゃないかという声もありましたけれども、その営業時間の部分と料金の部分について町長のお考えをお願いします。

○統括課長（高木和彦君） まず、時間のことでですけども、今までかじかの湯もこの時間で設定してございます。できれば、それこそ24時間というのが一番いいかもしれませんが、掃除の時間またその掃除をする従業員といますか、そういう方の賃金とか、いろいろなことを総合した中で、当初これからやる時には、朝9時から8時がいいんじゃないかということで判断させていただいたところでございます。

やはり1000円は高いとか、いろいろ議論はあります。やっぱり町外の方もそれは安ければ安い方がいいという意見もあるでしょうし、先ほど伴議員がおっしゃったように、まつぎ

荘の方がいいんじゃないかということもあります。

それぞれの感じ方もありますけれども、今度、旧依田邸のお風呂につきましては、皆さんにご理解いただければ、巨額のお金をかけてリニューアルするわけですから、1000円払ったことに・・・、後悔させないようないいお風呂にしたいと思っております。

○2番（伴 高志君） そうですね。ちょっと根拠が少し弱いかなと思ったんですけど、やっぱりまつぎ荘の場合は、海が目の前という景観もありますし、夕陽が沈むということもあります。そういう景観的な部分で・・・、露天であるというところなんですけれども、それ以外のところでの・・・、旧依田邸の魅力というんですかね、そこは温泉に限ることはではまざうと思うんですけれども、その温泉施設とその周辺の関係ということについては、この条項の中ではどういうところですかね。郷土の伝統的食文化とありましたけれど、その点について答弁をお願いします。

○企画観光課長（高橋良延君） まず、1000円がどうこうというご意見がありましたけれども、さっき町長がちょっと言いましたが、我われは近隣のところ全て温泉施設の料金を調べています。そういった中で、当然この1000円というのは、決して高くない料金です。

当然魅力をつけないと、ということはありませんけれども、料金そのものをみて、高いということではございません。今までのかじかの湯と比べると、それは当然500円が1000円になりますから・・・、ありますけれども、近隣のところを全てみてもそんなに大きい、高額な金額ではございません。

ですから、これは、あともう一つ、地区内で営業している施設があります。それも考慮してということで、この1000円ということでご理解ください。その2つがあつてということでございます。

それから、周辺との関係というようなご意見がありましたけれども、元々この旧依田邸を整備活用するにあたり、道の駅とそのあいだを合せて・・・、河川沿いを合せて、そこを賑わいをつくって産業を振興して交流人口を拡大していこうという元々はコンセプトです。

ですから、ここは旧依田邸だけで完結しないで、当然外に出て、道の駅の方にも関連しながら、ここを相互活用していくということでの整備活用ということでご理解ください。

○6番（福本栄一郎君） 考え方を伺いますけれども、先ほど質問に対する答弁をしているんですけれども、別表第1、6条関係で、施設（温泉施設を除く。）竹取、道具蔵、米蔵、茶屋、水車小屋ということで1時間当たり・・・、私は金額のことじゃないですよ。

そして、次の温泉施設が、町外居住者、町内居住者という、この辺の考え方です。上は、

町外でも町内でも一緒ですよ。分離していないですから・・・。温泉施設は町内、町外・・・、その辺の考え方を教えてください。

上はなぜ町内、町外をやっていないのか。

○企画観光課長（高橋良延君） これにつきましては、要は、ほかの公共施設が町にあります。そういった形で、ほかの公共施設と要は考え方を同じにしたということになります。

あえて町内と町外の差別料金をしないで全てここを使っただけの方でこの時間料金をいただきますという、わかりやすい形にさせていただいたところでございます。

温泉施設については、今までかじかの湯がございましたので、当然かじかの湯の料金体系というのは町内・町外という形で分けてありましたので、それはそのまま踏襲して、町外・町内のそれぞれの料金設定をしてもらったということです。

○6番（福本栄一郎君） わかりました。

この第1条の（設置）が、「文化財施設を保存し、国内及び国外の観光客と町民がふれあい・・・」いわゆるオールジャパンという考え方・・・、この施設は、限りなくインターナショナルだと思うんですよ。そういった時勢で・・・、いずれ伊豆縦貫道がいつかの時点で開通してきますと、その地区が松崎町の玄関口、町長が言われているとおり・・・、そういった場合、限りなくインターナショナル・・・、国も限りなくインターナショナルです。国内外問わず・・・。

今の時点で町内・町外わかる自体がちょっと時代にそぐわない・・・、旧態依然としている考え方じゃないのかなという私の考え方の質問です。その辺はいかがでしょうか。金額が多い少ないは別ですよ。

東京オリンピックも開かれる、いろんな面で門戸が開かれてくる。限りなくインターナショナルに近づいてくる考え方で・・・、旧態依然として町内・町外・・・、こういった閉鎖的な考え方は・・・、いかがでしょうかということです。お答えください。

○統括課長（高木和彦君） いま松崎町の管理している施設の中で、例えば、テニスコート、野球場、またいろいろな施設、美術館とか、そういうところ、そこについても元々は松崎町、西伊豆町、賀茂村が3つバラバラだった時にその3つについては、その料金については共同にしましょうということで、松崎町の職員も西伊豆町のやつを半額にするというような制度がそのまま残っています。その影響もありますけれども、やはり町民の方は、こういう施設を作った時に、基本的に投資されている方ということになりますので、やはりその辺は、いろんな考え方があると思います。

福本議員のおっしゃることもわかりますけれども、今までの形でいきますと、町内の方は税金とかいろいろな形でその施設等については、投資をしているというような意味も含めまして、町内の方は半額というような形にしている現状でございます。

○企画観光課長（高橋良延君） 温泉施設が町内・町外と分かれています。これは閉鎖的ではないかというご意見でありました。

我われも温泉施設の入浴施設、静岡県内のところを全て調べてありますけれども、ほとんど町内・町外という形で料金の設定をしております。

それが、じゃあ、いかといたら、そうじゃないということでおっしゃっていると思いますが、ほとんどのところはやはり町内・町外という形です。

ただ、これを考えるには、公の施設はやはり住民の福祉に供する施設が公の施設であるという大前提がありますので、やはりそこは町内の方が使いやすい料金で設定するというのは、そこはごく一般的な考え方であるのかなと考えております。

○6番（福本栄一郎君） 町内の・・・、私が言っているのは、ここの目的が、「国内及び国外の観光客と町民のふれあい」という・・・、こちらは素晴らしい・・・、開かれたところですよ。なんでこの料金は閉鎖的というんですか、旧態依然として、町内・町外に分ける必要があるのか・・・、だったらば、JRの切符・・・、国民と外国人、料金が・・・、同じですか、違いますか。その辺の考え方を・・・、今後・・・、改正するなり・・・、改めてもらいたい。

旧態依然として閉鎖的な条例ではないか・・・、オープンにしたらどうですか。その辺の考え方を1点・・・、これで終わりますけれども、考え方を教えてください。

○企画観光課長（高橋良延君） 福本議員の一つのご提案といいますか、考え方の投げかけだと思いますので、ここは、実現するかしないかはいずれにしても、ほかの事例等を考えながら検討させていただきます。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○3番（渡辺文彦君） ちょっと2点ほどお伺いしたいことがございます。

今回この依田邸に関しては、入浴施設と文化財施設があるわけですが、この入浴施設に関しては、3条の中のどこに該当するのかまずお伺いしたいと思います。

それと、11条の指定管理に関する問題ですが、これは、昨日ぼくがちょっと一般質問のところに入れたところと関連するわけですが、基本的に、この条例で見ると、温泉施設も入っていますから、文化財施設と温泉施設が同じ管理者のもとで管理されるというふうに当然捉えなければならないわけですが、そうなった時に、昨日課長がおっし

やったように、例えば、Aさんが受けて、その方が温泉施設だけ、Bさんという方に業務委託することは可能だとおっしゃっていました。

それはそれでできると思うんですけども、それが赤字だった場合は、町から管理費の補てんということで、追加できるのかもしれないけれども、仮に、温泉施設が黒字になった場合、それは管理者からこれはあなたたちの儲けじゃなくて町のものだよというふうにするのか、その辺をちょっと確認したいんですけども・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） まず1点目が・・・、温泉施設が第3条の事業のどこに該当するかということですけども、（6）余暇活動の場の提供に関することという形で、これは規定いたしております。

それから、黒字になった場合ということがありましたけれども、指定管理については、利用料金制と指定管理の管理料実費委託方式と2つのあれがありますけれども、松崎町は実費委託方式ということで、売上については町の一般会計に全て収入として上げていただくと・・・、かかる経費については委託料としてお支払いしているということですので、それは当然収入が委託料より多くなれば、町の一般財源がどこかで使えるという政策的経費が使えますので、いずれにしても一般会計の会計の中で全て処理されているということですのでございます。

○3番（渡辺文彦君） 温泉は余暇活動ということだけど、ちょっとなんか違和感があるんですけども、ぼくもきっとここに収まるんだろうなどは理解してたわけですけども、これはこれで結構です。

今の2番目の方の黒字になった場合は町に入れていただくんですという話になるわけですけども、そうすると、仮に、例えば、僕が指定管理を受けて、例えば、こちらの方に管理を委託してやってもらおうとなった時に、こちらの方にしてみれば、一生懸命やってもやらなくても別にお金が入ってくるわけです。極端な話・・・。

自分らの・・・、例えば、ここで請け負った分だけの事業費だけは入ってくるわけじゃないですか。町が補てんしてくれるわけだから・・・。

売上を出してしまえば、もっていかれるわけだから、別に一生懸命やる理由はないんじゃないかというのがぼくの考え方なんですよ。

民間に委託する場合というか、PFIの一つの欠点はそこにあると言われていたわけだけど、受けた側が一生懸命働くモチベーションが働かなくなるという・・・、その辺はどのように考えていますか。

○企画観光課長（高橋良延君） 指定管理者をやって、その指定管理者が何かの・・・、一部を委託するというのは可能であるということを私は申し上げましたので、あくまでも大元は指定管理者と・・・、その施設を取り仕切る指定管理者が全て施設の管理運営を行いという形で、その下に一部委託があるという形でございますので、今の松崎町の指定管理の制度は、売上を全て一般会計の歳入に入れて、かかる経費は委託料で出している。その差額がプラスなのか、マイナスなのかということでございます。

ですので、そこはモチベーションが下がるうんぬんということではなくて、当然その指定管理者になったところは、利用客を増やすとか、そういった面でがんばってもらうのが大前提でございますので、そこは売上を上げていただくのは一つ・・・、やはりそこは大前提であります。

○3番（渡辺文彦君） これでやめますけれども、結局指定管理を受けた方は基本的には一生懸命やってもらうというのが原則だと思うんですけども、いま町のほかの指定管理委託されている部分が現状としてみれば赤字が出ているわけですので、それならば、基本的には一生懸命働いていただいて、少しでも黒字化していただければいいんですけども、依然としてなかなか改善されていかないということがあるわけです。

そういう中で、またこの温泉施設もそういう流れになってもらっては困るわけですね。その辺を十分に考慮したうえでの対応というのを考えていかないといけないんじゃないかなと私は常々思うわけです。

町長としてはその辺をどのようにお考えになるかお伺いしたいですけれども・・・。

○町長（長嶋精一君） 渡辺議員からまつぎき荘じゃなくて・・・、以前にも振興公社の・・・、道の駅天城山房の対応について実例を聞きましたけれども、確かに、そのとおりでありまして、それについては、私も答弁いたしましたけれども、これから教育はしっかりとやります。

そして、やはり根本的には人事考課制度を作っていくって、やっぱりがんばった人が昇給するとか、あるいはボーナスで上積みするとか、そういうことをやっていかないと、モチベーションがなかなか上がっていかないかなと思います

もう終わりの時間だから・・・、お客さんが入って来たら、迷惑なような・・・、そういう対応をしたら、もう二度とリピーターとしてお客さんは来てくれませんから、その辺は教育をしっかりとやっていきたいと思っています

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○5番（藤井 要君） 議論も長くなっておりますので、私もこの辺でちょっと疑問の点と確認ということで、この施設が町外からも町内からもみんな寄り集まって、わいわい賑やかになることを誰もが願っております。

ですから、そういう面では、いろいろな面で配慮してもらいたい。先ほどの1000円の中でも課長がでました・・・、なんかちょっとニュアンスが違うかもしれませんが、500から1000円になってもあそこに人が・・・、いろいろこんなものをもらえたとか、また行ってみたいとか、そういう点もいろいろ運営上考えていくでしょうから、そういう点も地域の特色かなんかも*****やってもらいたい。

そして、これは私の勉強不足だと思いますけれども、振興公社がまた貸してみたいな・・・、どこか条例か何かでそれは決まっている、謳ってあるか、その確認・・・。

○企画観光課長（高橋良延君） 基本協定というのを町は指定管理者と基本的に結びます。

そこの基本協定の中にいわゆる一部委託という形の規定がございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（渡辺文彦君） これが今日出てきているわけですがけれども、これからその依田邸の温泉施設もできてくるけれども、これが、今度の予算が通って、ある程度事業計画が見えて、ある程度の形が見えた時にこれが出てきてもいいような気がするんだけど、今の時点でこれが出てきた理由はどういうことでしょうか。

○企画観光課長（高橋良延君） 当然これは、今年度旧依田邸の温泉施設の設計の承認をいただいて、それから、来年度工事に入るという段階です。

ですから、今の時点でそこの設置管理条例というのをあらかじめ決めていかないと今後指定管理者の・・・、これから手続きですとか、指定管理議案を議員の皆様へ提出するか、そういったプロセスというのがあるわけです。

ここで条例を制定して、次は、指定管理の選定手続きに入るという面でも、今の時期にこれを提出していかないと・・・、期間をみますと間に合わないという形もありますので、この時期に提出をさせていただいたというものです。

これから指定管理のそういった選定の手続き等に入るという形でございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

はじめに議案第3号 松崎町観光・文化施設旧依田邸の設置及び管理に関する条例の制定についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 松崎町観光・文化施設旧依田邸の設置及び管理に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(土屋清武君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 松崎町議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土屋清武君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 松崎町議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 09 分)
